利尻富士町広報紙

# お知らせ『りしり富士』

利尻富士町役場
第５２５号 No2
平成３０年３月２８日発行
（編集：総務課企画調整係）

## 『利尻富士町準住民』の申請・登録について

**総務課企画調整係**

昨年４月１日に施行された有人国境離島特措法により、みなさまのフェリー乗船運賃及び航空搭乗運賃の離島住民割引額が拡充されており、同１０月１日からは「利尻富士町準住民」として登録された者についても、離島住民割引の対象として取り扱うこととしているところです。

この春に島外への進学等により転出する方につきましては、下記の要件を満たしている場合に「利尻富士町準住民」として申請・登録することで、帰省の際に離島住民割引運賃でフェリーや航空機を利用できますので、登録を希望される場合は下記の書類等を準備の上、役場２階総務課までお越しください。

また、何かご不明な点がありましたら、役場総務課企画調整係（82-1112）まで随時お問い合わせください。

〇進学等で準住民となるための要件

利尻富士町の住民が扶養し特定有人国境離島地域（利尻島）以外に居住している１８歳以下の児童・生徒等

〇必要書類等

１．扶養義務者の印鑑
２．扶養義務者の住民票
３．準住民となる者の住民票及び在学証明書

☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★

## 火の取扱いに注意しましょう

稚内地方気象台

これからの季節、火災に注意が必要です。
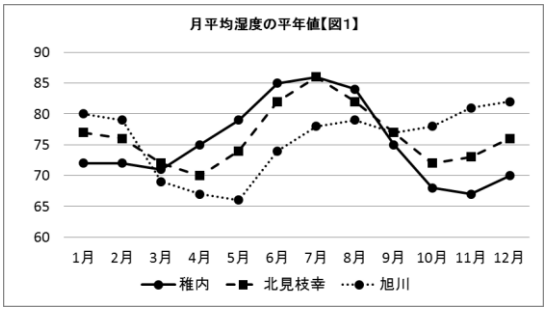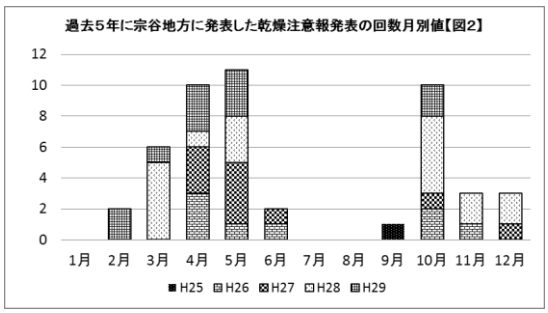
空気の湿り気を「湿度」と言い、気象台はこの観測を行っています。図１は稚内・枝幸・旭川の月平均湿度の平年値で、他の時期に比べ春と秋の湿度が低いことがわかります。また、気象台では空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想したときに「乾燥注意報」を発表します。乾燥注意報は、一日のうち最も低い湿度を示す「最小湿度」と、木材の乾燥具合を示す「実効湿度」が基準を下回る場合に発表し、宗谷地方ではその基準を「最小湿度 30%、実効湿度 60%」としています。図２は稚内地方気象台が過去５年間に発表した乾燥注意報の月別回数で、これも春と秋が多くなっています。これからの季節、レジャーや仕事で屋外に出ることも多くなりますので、風が強い日を含めて、屋外での火の取扱いには十分注意しましょう。